

令和7年度
児童福祉施設等
指導監査等結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

指導監査等の目的

吹田市では、児童福祉施設等における**適正な運営**や**サービスの質の確保**、**利用者支援の向上**を目的とし、児童福祉法等の関係法令や施設設置基準、国通知、本市指導監査要領等に基づき指導監査等を実施し、必要な助言や指導を行っています。

指導監査等により、改善が必要な事項があった場合は、改善報告書の提出を求め、改善状況の進捗確認を行います。

指導監査等の実施方法（その１）

○児童福祉施設（保育所・児童厚生施設（児童館））

【根拠法令】児童福祉法第46条

○小規模保育事業

【根拠法令】児童福祉法第34条の17

方式		頻度
一般指導監査		毎年度
特別指導監査	随時	・重大事故が発生したとき又は発生する可能性が高いと判断したとき ・度重なる一般監査においても改善が見られないとき 等

指導監査等の実施方法（その2）

○幼保連携型認定こども園

【根拠法令】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条

方式	頻度	
一般監査	概ね2年に1回以上	
特別監査	随時	・事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき ・基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき ・重大事故が発生したとき又は園児の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められるとき ・度重なる一般監査によっても是正改善が見られないとき ・正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

○認可外保育施設

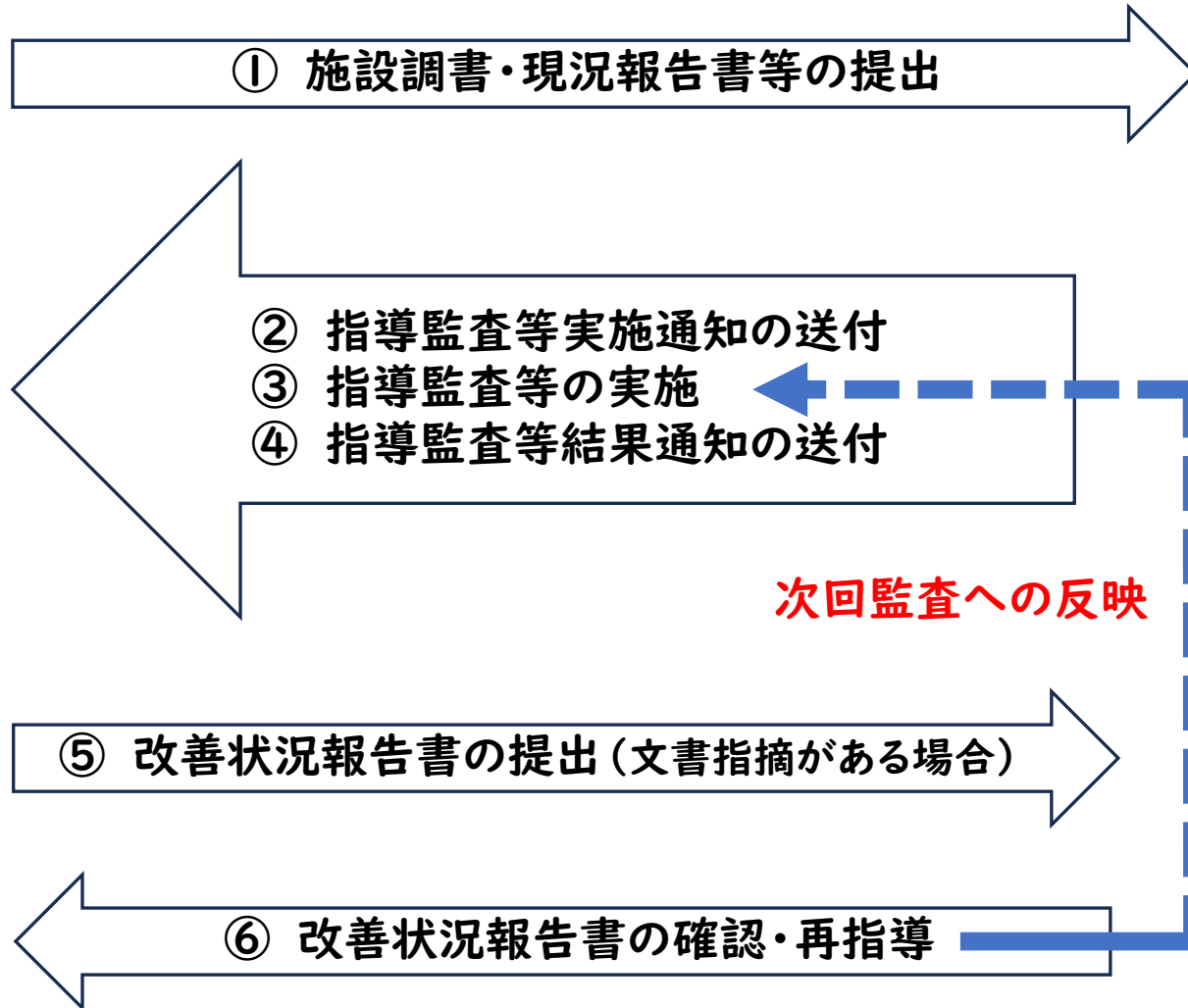
【根拠法令】児童福祉法第59条

方式	頻度	
立入調査	年1回以上	
特別立入調査	随時	・死亡事故等の重大な事故が発生した場合 ・児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合 ・利用者から苦情や相談が寄せられている場合 等

一般的な指導監査等の流れ

児童福祉施設等

吹田市



令和7年度一般監査等 実施結果

区分	対象 施設数	監査実施 施設数	文書指摘 施設数	文書指摘 件数	口頭指摘 件数
保育所	48	48	22	26	242
児童厚生施設（児童館）	13	13	0	0	7
小規模保育事業	48	48	4	8	131
幼保連携型認定こども園	17	7	5	15	61
認可外保育施設 ※	65	63	8	10	31
合計	191	179	39	59	472

※居宅訪問型（個人型）については、国の指針に基づき、立入調査に代えて集団指導（講習等の方法）を実施

文書指摘 …… 法令又は通知等の違反が認められる場合、原則として文書指摘による指導を行い、改善報告書の提出を求め、改善状況を確認します。

口頭指摘 …… 違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭指摘を行います。

令和7年度一般監査等 主な指摘事項(全施設等)

分野	指摘内容
職員処遇	必要な保育士の人数が配置されていない時間帯が見受けられたため、適切に職員の配置を行うこと
	研修会への積極的な参加及び内部研修の充実などにより、職員の資質向上対策への積極的な取り組みを行うこと
	育児・介護休業法が改正に伴い、就業規則等を整備すること
利用者支援	物置や職員用トイレ、館内の扉等について、子どもが不用意に侵入しないよう、子どもの手の届かない場所にカギをかけ、安全対策を講じること
	苦情受付担当者が任命されていないため任命すること
	避難及び消火の訓練をそれぞれ月1回以上実施すること
食事提供	給与栄養目標量の算出方法を確認し適正に設定すること
	離乳食の初期、中期の献立について「授乳・離乳の支援ガイド(2019年改訂版)」を参考に、使用食材や捕食提供について見直すこと
	実施栄養量計算記録(栄養出納表)を参考に食品構成量を見直すこと

令和7年度一般監査等 主な指摘事項(保育所・認定こども園)

分野	指摘内容
会計	当期末支払資金残高は、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費（委託費及び保育料合計）収入の30%以下の保有とすること
	委託費の弾力運用について、報告等適切に処理すること
	小口現金は適切に管理すること

令和7年度特別監査等 実施結果

区分	特別監査等実施施設数
保育所	0
児童厚生施設（児童館）	0
小規模保育事業	1
幼保連携型認定こども園	1
認可外保育施設	1
合計	3

特別監査等実施施設に対しては、継続的に改善への取組を行うよう指導しました。

なお、当該施設については、定期的に業務報告を求め、一般監査等においても改善状況の確認を行っています。